

困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査業務委託企画提案公募質問・回答一覧

番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領 P.2 5 (6)	「(6)提案者実績・特記事項、独自の提案」にて、業務の一部を再委託することができる旨が示唆されているが、その場合は「その他事業実施に必要な経費」として委託費を計上する形でよいか、それとも人件費として計上すべきかご教示いただきたい。	委託する経費については、「委託費」として計上のうえ、委託内容の記載ををお願いいたします。
2	実施要領 P.2 5 (7)	謝金の記載があるが、ヒアリング調査に協力いただく団体への謝金の支払いについて、県はどのようにお考えか。また、支払いを要するとの判断の場合、謝金規定は県の規定に準ずるのかなど費用の目安についても方針をご教示いただきたい。	委託料の対象として、「謝金も対象となる」という考え方です。 金額は、必ずしも県の規定を適用する必要はありませんので、御社の規定により積算をお願いいたします。
3	実施要領 P.3 5 (9)	(9) その他の3つ目の項目で「県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できる」とありますが、公表等に必要な場合とは具体的にどのような場合を想定していますか。	現時点での想定は下記のとおりです。 ・法施行後の支援のあり方を検討する会議において資料として使用 ・開示請求に対する対応（個人情報及び秘匿を要する情報は黒塗り）
4	仕様書 P.1 4 (1) ア	調査対象者の選定に関して、調査対象候補となる団体等の情報は県からも提供してもらえますか。	契約後は、県・受託者双方で把握している情報を持ち寄り、実際にヒアリングを行う団体を協議のうえ、決定する予定です。
5	仕様書 P.1 4 (1) イ	調査方法について、対面を想定とありますが、調査対象団体の希望等によりオンライン等での調査を行うことは可能ですか。	調査対象団体の希望であれば、不可ではありません。ただし、支援を行っている空間や事業所の雰囲気など、対面でなければ得られない情報もあるため、可能な限り、対面による調査をお願いしたいと考えています。
6	仕様書 P.1 4 (2) ①	報告書について、調査対象団体によっては情報の秘匿等が必要な場合があるかと考えますが、報告書は公表されますか。	会議資料として使用することを予定しており、インターネットや図書館への配架など不特定多数の目に触れる形態の公表は行わない予定です。
7	仕様書 P.1 4 (2) ③	最終報告は8月末とありますが、契約完了となる11月末までの期間はどのような位置づけの期間と考えたらよいですか。	仕様書P.2 7 (5)の「県が実施する会議への出席や資料作成等に協力」いただくことを想定しています。